平成２４年（フ）第３５５号
山梨県甲府市山宮町985番地Ｇ―303
債務者　石田　宏明
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
山梨県甲府市山宮町985番地Ｇ―303
債務者　石田いづみ
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
山梨県韮崎市中田町中條1243番地１
債務者　井上奈津子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
山梨県笛吹市春日居町鎮目377　ジュアン春日居６号棟、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上於曽976番地４
債務者　永田久美子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
山梨県甲府市古上条町408－１　ピュアファースト103、住民票上の住所山梨県甲府市朝気３丁目９番15号　ＫＥＩＳＨＯＵＳＥ102
債務者　古家亜希子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
大分県別府市石垣東１丁目４番10―101号第１境川コーポ
債務者　安部　浩美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４号
北海道小樽市緑３丁目11番35号　はびりす305号室、前住所北海道小樽市色内３丁目７番５号
債務者　本間　貞吉
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１３５号
北海道小樽市緑３丁目11番35号　はびりす305号室、前住所北海道小樽市色内３丁目７番５号
債務者　本間　タネ
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２８１号
盛岡市鉈屋町９番16号　コーポふじＣ号
債務者　上野　達也
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２９３号
岩手県奥州市水沢区字吉小路47番地　コートハウスＣ棟105号室
債務者　佐藤すみ子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５２号
秋田県由利本荘市石脇字尾花沢54番地307フローラルⅡ201号
債務者　小出　わか（旧姓久郷）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第５３号
秋田県にかほ市小国字下腰11番地
債務者　須藤　直義
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１６６号
福島県郡山市田村町金屋字冬室98番地
債務者　矢内　慶志
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
群馬県桐生市仲町３丁目16―21片山方、住民票上の住所群馬県桐生市宮本町１丁目２番７号
債務者　川瀬　太一
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第７３号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｉ棟454号
債務者　大城モニカ
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５２４号
さいたま市見沼区大字風渡野404―１　メゾン七里302、住民票上の住所さいたま市中央区桜丘１丁目13番４号
債務者　荒井　　透
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係